

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730119

研究課題名(和文)文化政策における知的財産法の役割：その意義と限界について

研究課題名(英文)The Role of Intellectual Property in Cultural Policy

研究代表者

小島 立(Kojima, Ryu)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：00323626

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：グローバル化の進展によって、文化的表現の多様性(以下、「文化多様性」と呼ぶ)の維持が喫緊の課題となりつつある。文化多様性の維持には、国家(政府)による文化政策とともに、文化多様性を維持するような産業構造の構築が不可欠である。

本研究は、以下の問題点を解明することを目指した。第1に、国家による文化政策という観点から、他の文化政策達成手段との関係を踏まえ、知的財産法が果たすべき役割について検討した。第2に、文化における産業の重要性に鑑み、「クリエイティブ産業」に着目し、文化多様性の維持を可能とする産業構造の前提条件の探求と、そこにおける知的財産法の役割について検討した。

研究成果の概要(英文)：How to maintain diversification of cultural expressions (hereinafter, "cultural diversity") is becoming more crucial than ever in accordance with globalization. In order to maintain cultural diversity, it is essential to establish industrial structure as well as government's cultural policy.

In this research, we tried to clarify the following two issues. First, we analyzed the function of intellectual property within the framework of state's cultural policy, taking other cultural policy measures into consideration. Second, we focused on "creative industries" because of the importance of industrial aspect in culture, and considered the presupposition of industrial structure to maintain cultural diversity and the role of intellectual property in this context.

研究分野：新領域法学

科研費の分科・細目：知的財産法

キーワード：文化政策 文化多様性 知的財産法 クリエイティブ産業 電子出版 現代アート 伝統工芸 実演家

1. 研究開始当初の背景

デジタル技術及び情報通信技術の発展に伴ってグローバル化が急速に進み、文化的表現の多様性(以下、「文化多様性」と呼ぶ)の維持が喫緊の課題となりつつある。例えばインターネットの普及によって英語等の主要言語の使用頻度が増したため、「消滅危機言語」の問題が加速している。また、研究開始時の前後においては、世界中で大議論を巻き起こした Google Books に関する著名な紛争(いわゆる「Google Books 問題」)が生じ、多国籍メディア企業が地球規模で各国の文化遺産の独占を図ろうとしているのではないかと、といった批判も展開されていた。

文化多様性の維持には、国家(政府)による文化政策(一国内における施策はもとより、地域や多国間における連携も含めて)が必要である。さらに、現在の文化を語る上では、いわゆる「文化産業」の存在は避けて通ることはできず、文化多様性を維持するような産業構造の構築が不可欠である。このような目的を達成するための法的統御の枠組み作りが、国内はもとより、国際的にも急務となっている。

2. 研究の目的

上述のような研究開始当初の背景を受けて、本研究は、以下の問題点を解明することを目的として開始された。

第1に、国家による文化政策という観点から、文化芸術助成など、他の文化政策達成手段との関係を踏まえ、知的財産法(とりわけ著作権法)が果たすべき役割について検討する。

第2に、文化における産業の重要性に鑑み、「クリエイティブ産業」に着目し、文化多様性の維持を可能とする産業構造の前提条件の探求と、そこにおける知的財産法(とりわけ著作権法、意匠法及び商標法)の役割について検討する。

3. 研究の方法

上述の研究目的を達成するべく、本研究においては、研究の方法論として、「社会的規制(Social Regulation)」の視座に基づき、法、社会規範、技術(アーキテクチャ)及び市場の相互連関による規制構造に着目するほか、立法、行政、司法及び市場等の複数の領域において、いかなる規制手段を活用すべきなのかという「制度論」に基づく考察を採用した。

4. 研究成果

各年度ごとの具体的な研究成果は以下のとおりである。

【平成23年度】

平成23年度は、国家による文化政策について、文化的表現の多様性を達成する上で重要と考えられる複数の政策手段(「文化政策のポートフォリオ」)を洗い出す作業を行なった。とりわけ重要と思われるのは、国家による文化芸術助成、民間のフィランソロピーに対する税制優遇措置及び著作権法である。

また、文化政策の達成「手段」の抽出のみならず、達成「手法」についても検討を行った。国家が文化芸術助成を行う場合でも、補助金という金銭的支出が効果的な状況もあれば、何らかのコンペで優秀者を表彰するといったいわば「間接的な助成」を行い、文化芸術関係者をマーケットメカニズムに乗せる手助けをする支援の手法もありうる。またコンテンツのみならず、図書館や博物館といった「媒介的機能」を果たす組織の整備も文化政策の重要な柱である。

上述の観点に立脚し、平成23年度は、主に電子出版、現代アート、伝統工芸について検討した。

電子出版では「プラットフォーム」という媒介者が登場しつつあり、紙媒体の書籍を前提とした伝統的なビジネスモデルが変容しつつある。加えて、電子出版では公共図書館の役割が注目を集めている。日本では国立国会図書館蔵書のデジタル化を開始したものの、それが潜在的な競争者になるのではないかという理由から、国立国会図書館の蔵書デジタル化に対して出版業界から危機感も表明されているため、電子出版の時代における公共図書館の役割についても検討を行った。

現代アートについては、それが「アート」として受容される前提条件にまで遡った考察を行うとともに、知的財産法による支援では不十分な点がある可能性に鑑み、いわゆる「まちづくり」の観点から検討を行う重要性があるとの結論に至り、「アートプロジェクト」との関連についても研究を行った。その過程において、現代アートと伝統工芸の親近性にも注目し、福岡県内の伝統工芸の関係者に実態調査を行なった。伝統工芸についての実態調査は、その後の研究年度においても継続して実施している。

【平成24年度】

平成24年度は、前年度の研究を踏まえ、クリエイティブ産業において知的財産法が果たすべき役割について、より具体的な検討を行った。ここで検討対象として取り上げたのは、電子出版とファッションである。

電子出版については、前年度までに行なった複数の研究会報告や学会報告を踏まえ、公共図書館との関係についての検討を深めた上で、拙稿を公表した。ここでは、紙媒体の書籍との比較から、出版者の果たす役割がいかに変容しうるのかという点と、公共図書館が配信事業を始めた場合に、それはいかなる形で出版業界と競合関係に立つ可能性があるのかという点について、検討を行った。

ここで明らかになったことは、電子情報取

引の法規整の議論においてなされてきた様々な基本的論点(「公正利用」から「対価を通じた利用」へ、代替的補償制度の導入の可否、集中管理制度に伴う費用の社会における分担のあり方、など)を深めることこそが、電子出版についての議論を行う上で建設的な理論的基盤を形作るということである。

ファッションについては、社会学や経済学におけるファッション研究の知見を踏まえ、いわゆる「ブランド」が消費行動に重要な影響を与えると考えられる状況と、消費者自らが「流行に乗っている」と感じる事が、消費行動において重要な意味を持つと考えられる状況の2つに分節した上で、それらの状況において知的財産法が果たしうる機能について考察し、拙稿を公表した。ファッションについての理論的考察から明らかになったことは、現代社会における人間の消費行動のあり方(いわゆる「消費社会論」)について、知的財産法が貢献できる余地は極めて大きいという事実である。なお、2014年9月に、イギリスのオックスフォードで開催されるファッションについての学際的なカンファレンス(<http://www.inter-disciplinary.net/critical-issues/ethos/fashion/>)において報告を認められたため、本報告書執筆中の現在(2014年5月)においても、「ファッションと法」の研究課題について継続的に研究を行なっている。

【平成25年度】

平成25年度は、前年度までの研究成果を踏まえた上で、クリエイティブ産業において知的財産法が果たすべき役割についての各論的検討を行うとともに、3年間に渡る本研究の総括を行なった。

各論的検討としては、私たちが多様な実演を享受できる環境を整備するための方策について検討し、拙稿を公表した。著作権法が定める「実演家の権利」が、いかなる利害関係者に対して、いかなる機能を果たしているのかということ考察するとともに、「実演家の権利」によるエンパワーメントからこぼれ落ちる実演や実演家の活動について、いかなる文化政策的なサポートが必要になるのか、という考察を行なった。この考察により、クリエイティブ産業において重要な地位を占める再現芸術において、知的財産法がいかなる役割を果たしうるのかということについて、一定の見通しを得ることができた。

また、本研究において、現代アート、工芸、電子出版、ファッション、実演などについての各論的検討を行ったことを踏まえて、本研究の総括として、クリエイティブ産業において知的財産法が果たすべき役割についても考察を行なった。そこで得た暫定的な結論としては、知的財産法は、平準化された品質の「もの(知的成果物)」を、複製物(書籍、CDなどの大量生産可能な商品)や公衆送信(放送やネット送信)などのルート(いわゆる

「マスメディア」のルート)を通じて社会に伝播させることに関係する利害関係者(その中でも、知的成果物が生み出されて、世の中に送り届けられる一連の過程において、いわゆる「リスクマネー」を取っている者)を専ら支援しているのではないかと、ということが挙げられる。

これ以外の形で社会に伝播する文化的表現については、他の文化政策の手段を組み合わせなくてはならない。また、個々のクリエイティブ産業における「規範」や「慣習」のあり方を探ることなしには、クリエイティブ産業の支援ができないことも併せて確認された。これらの問題点について解明していくことが、今後の研究課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

1. 小島立『『カラオケ法理』と『自炊』をつなぐもの 私たちが『コンテンツ』を享受する態様と、その法的規整についての基礎的考察』法政研究(九州大学)79巻3号(2012年)165-193頁(査読あり)

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/25962/p165.pdf>

2. 小島立「電子出版 出版者及び公共図書館の観点から」知財研フォーラム90号(2012年)68-82頁(査読なし)

3. 小島立「現代アートと法 知的財産法及び文化政策の観点から」知的財産法政策学研究36号(2011年)1-56頁(査読なし)

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/48441/1/IPLPJ36_001.pdf

〔学会発表〕(計13件)

1. Ryu Kojima, Cultural Diversity and International Law: From the Perspective of Cultural Policy and with particular regard to the UNESCO Conventions (英語報告、Seminar, University of Macerata, マチエラータ(イタリア)2013年11月27日)

2. Ryu Kojima, The Role of Public Libraries in an Era of Digital Publishing (英語報告、Copyright and Digital Media - The view from Japan、Institute of Advanced Legal Studies、ロンドン大学、ロンドン(英国)2013年3月20日)

3. 小島立「ファッションと法についての基礎的考察」(第37回東京大学著作権法等研究会、東京大学大学院法学政治学研究科(東京都文京区)2013年2月4日)

4. 小島立「文化多様性と法」(武蔵野美術大学造形研究センター企画「芸術と法」シンポジウム: 芸術の多様な局面と法、武蔵野美術大学(東京都小平市)2012年10月13日)

5. Ryu Kojima, Quasi-Fair Use?: The "Flexible" Statutory Interpretation of Existing Copyright Doctrines in Japan (英語報告、北海道大学大学院法学研究科グローバル COE 主催国際シンポジウム"Changing Societies, Changing Intellectual Property Law: Reflections from the East Asian Perspective"、北海道大学大学院法学研究科(北海道札幌市) 2012年7月28日)
6. Ryu Kojima, Duration of Copyright: From the Perspective of Cultural Policy(英語報告、17th International Conference on Cultural Economics in Kyoto, Association of Cultural Economics International (ACEI)、同志社大学(京都市) 2012年6月22日)
7. Ryu Kojima, Quasi-Fair Use?: The Flexible Statutory Interpretation of Existing Copyright Doctrines in Japan (英語報告、Seminar - Recent Developments in Japanese Copyright Law - Exceptions and Limitations, Center for Commercial Legal Studies、ロンドン大学クイーン・メアリー校商事法研究所、ロンドン(英国) 2012年3月21日)
8. Ryu Kojima, Cultural Diversity and the Law: From the Perspective of Intellectual Property and Cultural Policy (英語報告、Seminar of "Land Law Watch"、ケープタウン大学法学部、ケープタウン(南アフリカ) 2012年3月9日)
9. 小島立「現代社会における著作権法の役割とその限界について 文化政策の観点から」(著作権情報センター主催「市民のための著作権講座」、エルガーホール(福岡市) 2012年1月24日)
10. Ryu Kojima, Cultural Diversity and the Law (英語報告、九州大学創立100周年記念シンポジウム "Cultural Diversity in a Hundred Years: Prospects and Policies"、九州大学西新プラザ(福岡市) 2012年1月7日)
11. 小島立「電子出版 出版者及び公共図書館の観点から」(日本文化政策学会第5回年次研究大会、早稲田大学(東京都新宿区) 2011年12月17日)
12. 小島立「電子出版 著作権及び文化政策の観点から」(北海道大学大学院法学研究科グローバル COE 知的財産法研究会、北海道大学大学院法学研究科(北海道札幌市) 2011年10月29日)
13. 小島立「電子出版 知的財産法及び文化政策の観点から」(弁護士知財ネット九州・沖縄地域会特別講演、福岡ビル(福岡市) 2011年7月8日)

〔図書〕(計6件)

1. 小島立「より多様な実演を享受できる環境の整備 文化政策の観点から」公益社団

- 法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作権隣接権センター(CPRA)編『実演家概論 権利の発展と未来への道』(勁草書房、2013年)158-181頁
2. 小島立「文化多様性と法」武蔵野美術大学造形研究センター研究成果報告書別冊『芸術と法』(2013年)15-23頁
 3. 小島立「ファッションと法についての基礎的考察」高林龍=三村量一=竹中俊子編集代表『現代知的財産法講座3 知的財産法の国際的交錯』(日本評論社、2012年)1-32頁
 4. Ryu Kojima, *National Report of Japan on "The Balance of Copyright"*, in Reto M. Hilty & Sylvie Nérisson (Eds.), *Balancing Copyright: A Survey of National Approaches* (Springer 2012), pp.569-602
 5. 小島立「電子出版 出版者及び公共図書館の観点から」日本文化政策学会第5回年次研究大会予稿集(2011年)100-103頁
 6. 小島立「現代アートと法についての基礎的考察」『民事判例 2011年前期』(日本評論社、2011年)113-120頁

〔産業財産権〕
○出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等：なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

小島 立 (Kojima, Ryu)
九州大学大学院・法学研究院・准教授
研究者番号：(00323626)